

民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事体(会社、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む)をいう。

(m) 他方の締約国の法人とは、次のいずれかの法をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され又は組織される法人(第三国の自然人又は第三国の法律に基づいて設立され若しくは組織された法人)によって当該法人が所有され又は支配されるものについては、締約国の領域内で実質的な業務に従事しているものに限る。

(ii) 業務上の拠点を通過して所有し又は支配する場合、次のいずれかの者が所有し又は支配する法人。

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(C) (i)に規定する他方の締約国の法人は、当該締約国の者が当該法人の五〇パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が「締約国の者」によって支配される場合は、当該締約国の者が当該法人の役員(過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう)。

(iii) 法人が「第三国の自然人」によって所有される場合は、第三国の自然人が当該法人の五〇パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(iv) 法人が「第三国の自然人」によって支配される場合は、第二国の自然人が当該法人の役員(過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう)。

(v) 法人が他の者と「提携する」とは、当該法人が他の者を支配し若しくは他の者によって支配される場合又は当該法人及び他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

者によって支配される場合をいう。

(o) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供(越境の態様による提供)

(ii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの(海外消費の態様による提供)

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の業務上の拠点を通過して行われるもの(業務上の拠点を通ずる態様による提供)

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の当該一方の締約国の自然人の存在を通過して行われるもの(自然人の存在を通ずる態様による提供)

(v) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(A) 中央政府又は中央政府がとる措置

(ii) 非政府機関が中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使するに当たつてとる措置

(iii) 各締約国は、この章の規定に基き、自国の義務及び中央政府又は地方政府又は地方政府内の地方府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(g) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるサービスを含む。

(h) 「政府の権限の行使」として提供されるサービスとは、商業的な原則に基づくか、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスを含む。

(s) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、「ライオン・メンテナンス」を含む。

(t) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング(市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む)を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u) 「コンピュータ予約システムサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータシステムを通過して予約を受け付け又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(v) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域を出発地若しくは目的地とし、又は当該領域若しくはその上空を目的とし、運航し又は報酬若しくは使用料を得て旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利、運輸地点、運賃路線、運送するものの種類、提供される輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む)をいう。

(w) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその領域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し又は設立する者(公法を問わない)をいう。

(x) 「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税(財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む)をいう。

第五九条(市場アクセス) 各締約国は、前条(6)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに關し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者者に対し、附属書IV Cの自国の約束表において合意し、特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注 締約国は、前条(6)(i)に規定する態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該移動をもって当該資本の移動を認めることを約束したとする。締約国は、同条(6)(ii)に規定する態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したとする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書IV Cの自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し又はとつてはならない。

(a) サービス提供者の数の制限(数量割当て、経済上の需要を考慮する)の要件又は独占的なサービス提供者及び排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれかによるものかを問わぬ。

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮する)の要件によるもの。

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総生産量の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮する)の要件によるもの。

(d) 入を制限する締約国の措置を含まない。特定のサービスの分野において雇用され又は

る場合又は当該法人及び他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(i) 一方の締約国の領域から他方の締約国の領域へのサービスの提供(越境の態様による提供)

(ii) 一方の締約国の領域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの(海外消費の態様による提供)

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の業務上の拠点を通過して行われるもの(業務上の拠点を通ずる態様による提供)

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の領域内の当該一方の締約国の自然人の存在を通過して行われるもの(自然人の存在を通ずる態様による提供)

(v) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(A) 中央政府又は中央政府がとる措置

(ii) 非政府機関が中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使するに当たつてとる措置

(iii) 各締約国は、この章の規定に基き、自国の義務及び中央政府又は地方政府又は地方政府内の地方府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

4 ビス提供者を与える待遇よりも不利であると認める。いずれの締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国の二重課税の回避のための協定の適用対象となるものについては、第二章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができない。

第六一条(追加的な約束) 締約国は、前二条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置(資格、基準又は免許)について交渉することができ、当該約束に関する約束に、附属書IV Cの自国の約束表に記載する。

第六二条(第三国のサービス提供者) 各締約国は、この章の規定に基づく待遇を、いずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人のうち締約国のサービス提供者とはみなされないものであって、業務上の拠点を通過してサービスを提供者が、いずれかの締約国の領域内で実質的な業務に従事していることを条件とする。

第六三条(第七章に基づく約束) 各締約国は、第五九条から第六一条までの規定に基づいて行う特定の約束を附属書IV Cの自国の約束表に記載する。その約束表は、当該約束を行った分野に關し、次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

(b) 内国民待遇についての条件及び制限

(c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、約束の履行のための期間

2 第五九条及び第六〇条の規定にも適合しない措置は、約束表(「市場アクセスに係る制限の欄」に記載する。その記載は、第六〇条の規定についての条件又は制限でもあり得る)。

3 約束表は、附属書IV Cに掲げる。いずれか締約国が、第三国とサービスの貿易に關する国際協定を締結している場合はこの協

定の効力発生後にこのような国際協定を締結する場合には、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して、当該国際協定に従って当該第三国の同様のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

(b) (a)の国際協定は、締約国が拘束される二重課税の回避のための協定又は他の国際協定若しくは取決めにおける二重課税の回避に係る規定を含まない。

第六四条(国内規制) 1 各締約国は、特定の約束を行つた分野において、一般に適用されるすべての措置であつてサービス貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じ速やかにこれを審査し及び正当とされる場合には適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、訴訟手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を實際に認めるものであることを確保する。

3 2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

4 特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、締約国の権限のある当局は、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を、不当に遅滞することなく提供する。

2 1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 両締約国間で差別しないものであること。

(b) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(c) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

(d) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(f) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画として一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて各締約国が課し若しくは維持する制限又はその変更については、これを他方の締約国に対して速やかに通報する。

5 締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合に、

(a) 当該締約国は、当該制限を検討するため他方の締約国と速やかに協議を開始する。

(b) 当該制限については、(a)の協議が開始した日の後一年を経過した後は、毎年追加的な協議を行いこれを検討するものとする。これらの協議においては、国際収支上の目的のために適用されたすべ

5 締約国は、特定の約束を行うに際し、約束表に特定した期間、制限、条件又は資格に従うことを条件とした分野であっても、当該特定の約束を次に掲げる態様により無効にし又は侵害するような免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用し得ない。

(a) 次のいずれかの基準に適合しない態様

(i) 客観的な、かつ、透明性を有する基準(例えば、サービスの質を確保するために必要である以上)に大きな負担とならないこと。

(ii) 免許の手続については、それ自身がサービスの提供分野に対する制限とならぬこと。

(b) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該締約国について合理的に予想されなかった態様

6 締約国が5の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たり、当該締約国について適用可能な関係国際機関の国際的基準を考慮する。

注「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

第六五条(独占的な又は非独占的なサービス提供者) 1 各締約国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連市場における独占的なサービスを提供するに当たり、自国の特定の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たっては、直接に又は提携する者を通じて競争する場合には、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 各締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していることと信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の

2の制限が検討される。両締約国は、協議の頻度の変更について合意することができ。

(c) (a)の協議においては、特に次の事項に考慮を払い、当該締約国の国際収支の状況及びこの条の規定に基づいて課し又は維持する制限について評価を行う。

(i) 国際収支及び対外資金の困難の性質及び程度

(ii) 当該締約国の経済及び貿易の対外的な環境

(d) 代替的な是正措置の利用可能性

(e) (a)の協議においては、1の制限の2の規定(特に2(f)の規定)による当該制限の漸進的な廃止についての定め)との適合性を取り扱う。

(e) (a)の協定において、基金が提出する外国為替資金準備及び国際収支に関連する統計その他の事実のすべての調査結果を受理するものとし、当該締約国の国際収支及び対外資金の状況についての基金の評価に基づいて結論を出す。

第六九条(第七章の規定に関する一般の例外) 1 この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別的手段となるような態様で又は両締約国間のサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 公衆の道徳の保護又は公の秩序(注)の維持のために必要な措置

注 公の秩序を理由とする例外は、社会のいすれかの基本的な利益に適用し、かつ重大な脅威がもたらされる場合に限る。

(b) 動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) この章の規定に反しない法令の遵守を確保するため必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

第六六条(商慣習) 1 締約国は、サービス提供者の一定の商慣習(前条)の規定に該当するものを除く)が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた締約国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となつていない事項に関連する秘密でない情報で、公開となつていない事項に関する秘密でない情報で、公開となつていない事項を提供することにより協力する。要請を受けた締約国は、また、その国内法に従い、かつ、要請を行つた締約国による情報の秘密の保護に関し適切な協定を締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請を行つた締約国に提供する。

第六七条(支払及び資金の移動) 1 締約国は、次条に規定する状況における移転を除くほか、自国の特定の約束に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同意定に基づく国際通貨基金(以下この章において「基金」という)の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もつとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するよういかなる制限を資本取引に対して課してはならない。

第六八条(第七章の規定に関する国際収支の擁護のための制限) 1 国際収支及び対外資金に関して重大

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保すること(注)を目的とする場合には、第六〇条の規定に適合しない措置

注 直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することと目的とする措置には、締約国がその税制の下で次の措置を含む。

(i) 非居住者の租税に係る義務が当該締約国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii) 当該締約国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置(租税に係る義務の遵守のための措置を含む)

(iv) 当該締約国の領域内に基づき他方の締約国の領域内では他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービスの提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について所得、利益、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は